

横須賀市報

第 1900 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇事務分掌規則等中一部改正……………	15423
◇契約履行規則中一部改正……………	〃
◇医療費助成条例施行規則中一部改正……………	15424
◇横須賀市国民健康保険条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共的団体が 設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポー ツその他の施設の指定について中一部改正……………	15425
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止につい て……………	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について……………	15426
◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について……………	〃
◇指定自立支援医療機関の指定について……………	〃
◇生活保護法等に基づく医療機関の指定について……………	〃
◇生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止につい て……………	15427
◇生活保護法等に基づく指定医療機関の指定辞退につい て……………	〃
◇生活保護法等に基づく施術機関の指定について……………	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について……………	15428
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定に ついて……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	15429
公 告	
◇開発行為の工事完了について……………	15430
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	15431
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇普通財産（土地）の売払いに係る一般競争入札につい て……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
訓 令 甲	
◇事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正…	15432
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
教育委員会告示	
◇市立ろう学校幼稚園・高等部の幼児・生徒募集につい て……………	〃
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃

事務分掌規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 6 年11月25日

横須賀市長 上地 克 明

事務分掌規則等の一部を改正する規則

(事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部
を次のように改正する。

第13条窓口サービス課の部第14号中「被保険者証等」を
「資格確認書等」に改める。

第14条健康保険課の部第 4 号及び第21条第 9 号中「国民健
康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書等」に改め
る。

(公印規則の一部改正)

第 2 条 公印規則（昭和28年横須賀市規則第11号）の一部を次
のよう改正する。

別表第 1 横須賀市印（記号入）の項中「国民健康保険被保
険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

(住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部改正)

第 3 条 住民基本台帳の閲覧に関する規則（平成18年横須賀市
規則第97号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項各号列記以外の部分中「次に掲げるもの」を
「会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書で写真
を貼り付けたものその他市長がこれらに準ずるものとして特
に認めるもの」に改め、同項各号を削る。

第 3 号様式中「保険証等の」を削る。

(児童福祉法施行取扱規則の一部改正)

第 4 条 児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「医療型児童発達支援」を「児童発達
支援」に改める。

第 1 号様式（表）、第 1 号様式の 2、第 1 号様式の 3 及び
第 7 号様式の 2 中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険
者の記号及び番号」に改める。

(療育給付等に関する規則の一部改正)

第 5 条 療育給付等に関する規則（平成13年横須賀市規則第46
号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「保険証の発行機関」を「保険者」に、「被保
険者証の記号及び番号」を「被保険者の記号及び番号」に改め
る。

附 則

この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

横須賀市規則第77号

契約履行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上地 克 明

契約履行規則の一部を改正する規則

契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）の一部を次
のよう改正する。

第15条第 1 項第 4 号中「第26条第 3 項ただし書」を「第26条
第 3 項第 2 号」に改める。

第34条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項
を加える。

4 契約者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、当
該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、かつ、市長が
認めた電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他
の情報通信技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により
行うことができる。この場合において、契約者は、同項の規

規 則

横須賀市規則第76号

定により保証証書を寄託したものとみなす。

第35条第1項前段中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同条第5項中「及び第4項」を「から第5項まで」に改める。

第36条第1項後段中「第34条第4項」を「第34条第5項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 第34条第4項の規定は、第1項及び第2項の規定による保証証書の寄託について準用する。

第39条第1項第4号後段中「第34条第4項」を「第34条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第15条第1項第4号の改正規定は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

~~~~~

横須賀市規則第78号

医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

医療費助成条例施行規則（昭和47年横須賀市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第2条第1項各号列記以外の部分中「、同条第1項第5号及び第6号に該当している者に係る受給資格者が申請書を提出する場合であって」を削る。

第1号様式中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

附 則

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後に医療費受給者証の交付の申請があったものについて適用し、同日前に交付の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~

横須賀市規則第79号

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市国民健康保険条例施行規則（昭和39年横須賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び各号列記以外の部分中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書」に改める。

第10条第16号中「国民健康保険被保険者証交付申請書」を「国民健康保険資格確認書交付申請書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(16)の2 国民健康保険資格確認書再交付等申請書（第16号様式の2）

第1号様式中

「 No. 契 印 を

「 No. に

改める。

第3号様式（第1面）及び第3号様式の2（第1面）中

「 被 保 険 者 証 番 号 」 を 「 通 知 番

号」に改める。

第5号様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

第7号様式、第8号様式（表）、第8号様式の2、第9号様式及び第10号様式中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

第10号様式の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

第11号様式中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

第12号様式中「申請者 住所 氏名」を

「 住所 氏名 電話」に、「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

第12号様式の2、第13号様式の2及び第15号様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第10条第16号関係）

国民健康保険資格確認書再交付申請書

（あて先）横須賀市長

申請日			
申請者	氏名		電 話
	住所		
	世帯主から見た関係		
世帯主	氏名		個人番号

住所			
(フリガナ)		(申請理由)	
氏 名			
生年月日		個人番号	

~~~~~

|         |  |        |  |
|---------|--|--------|--|
| (フリガナ)  |  | (申請理由) |  |
| 氏 名     |  |        |  |
| 生年月日    |  | 個人番号   |  |
| (事務処理欄) |  |        |  |

第16号様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式の 2（第10条第16号の 2 関係）  
国民健康保険資格確認書再交付等申請書  
年 月 日

（あて先）横須賀市長

1 すべての方が記入

|                   |                                                                                                     |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 請 理 由           | <input type="checkbox"/> 再 交 付<br><input type="checkbox"/> 修学の学生用<br><input type="checkbox"/> 修学廃止届 |
| 世帯主（申請者）の住 所      | 氏 名<br>個人番号                                                                                         |
| 被保険者記号番号          | 電話番号                                                                                                |
| 申請者の本人確認ができるものの種類 | <input type="checkbox"/> 持っている <input type="checkbox"/> 持っていない                                      |

2 再交付の資格確認書が必要な方を記入

|           |         |         |                 |
|-----------|---------|---------|-----------------|
| 該 当 者 氏 名 | 個 人 番 号 | 生 年 月 日 | 世 帯 主<br>との 続 柄 |
|           |         |         |                 |
|           |         |         |                 |
|           |         |         |                 |

3 再交付を申請する方は記入

|         |
|---------|
| 再交付申請理由 |
|---------|

4 修学の学生用の資格確認書が必要な方は記入

|           |             |                     |
|-----------|-------------|---------------------|
| 該 当 者 氏 名 | 生 年 月 日     | 世 帯 主<br>との 続 柄     |
| 個 人 番 号   | 修 学 中 の 住 所 |                     |
| 修学する学校名   | 学 校 の 所 在   |                     |
| 入 学 日     | 修 学 年 限     | 年 間 在 学 年 生 卒 業 予 定 |
| 添 付 書 類   |             |                     |

5 修学が終了した届け出をする場合は記入

|                         |              |                   |
|-------------------------|--------------|-------------------|
| 修学の学生用の資格確認書等の発行を受けていた方 | 住 所<br>(修学先) | 修学(入所)終了<br>年 月 日 |
| 修学の特例が終了した理由            |              |                   |

(事務処理欄)

第17号様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。  
第18号様式中「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改め

る。  
第20号様式中「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に改める。  
第21号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に、「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に改め、同様式備考に関する部分を削る。  
第22号様式中「氏名 ㊦」を「氏名 ㊦」に、「被保険者証の記号番号」を「被保険者記号番号」に、「申請者 ㊦」を「申請者 ㊦」に改める。

附 則

- この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている被保険者証及び被保険者資格証明書に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）附則第16条の規定によりなお従前の例によるものとされる間における第 3 条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

横須賀市告示第 218 号（令和 6 年11月12日）  
掲 示 済

平成25年横須賀市告示第65号（旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定について）の一部を次のように改正します。  
令和 6 年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明  
本則の表坂本コミュニティセンターの項中「同 坂本町 2 丁目26番地」を「同 坂本町 1 丁目19番地」に改める。

横須賀市告示第 220 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。  
令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称  | 事業所の所在地               | サービスの種類   | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                  |
|-------------------|---------|-----------------------|-----------|--------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>11月 1 日 | ヘルウェル汐里 | 横須賀市衣笠栄町 1 丁目<br>15番地 | 地域密着型通所介護 | 横須賀市衣笠栄町一丁目15番地<br>株式会社海里<br>代表取締役 松 井 克 洋 |

横須賀市告示第 221 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。  
令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日            | 事業所の名称  | 事業所の所在地               | サービスの種類 | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                |
|------------------|---------|-----------------------|---------|------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>10月31日 | 訪問介護ほたる | 横須賀市林 2 丁目 7 番 7<br>号 | 訪問介護    | 横須賀市長井五丁目23番10号<br>合同会社介護畑<br>代表社員 畑 中 忍 |

横須賀市告示第 222 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。  
令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日            | 事業所の名称          | 事業所の所在地                         | サービスの種類   | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                             |
|------------------|-----------------|---------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>10月31日 | 彩葉デイサービス式<br>番館 | 横須賀市岩戸 1 丁目 8 番<br>3 号ラステールーム C | 地域密着型通所介護 | 横須賀市岩戸一丁目 8 番 3 号ラステールーム C<br>合同会社介護ドレミ<br>代表社員 鈴 木 恵 |

横須賀市告示第 223 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。  
令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称                                 | 事業所の所在地                                      | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                      |
|-------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------|---------|------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>11月 1 日 | ウェルビーイング V<br>i l l . A V i l<br>l . B | 横須賀市三春町 6 丁目27<br>番地15ユナイト三春ウィ<br>ンチェスター 205 | 共同生活援助  | 東京都町田市金森東四丁目26番11号<br>合同会社ジョイス<br>代表社員 松 村 育 子 |

横須賀市告示第 224 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項に

規定する医師として次のとおり指定しました。  
令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 氏 名     | 診療科目      | 診断する障害の区分                   | 病 院 又 は<br>診 療 所 の 名 称 | 所 在 地                  |
|-------------------|---------|-----------|-----------------------------|------------------------|------------------------|
| 令和 6 年<br>11月 1 日 | 片 野 俊 弘 | 整 形 外 科   | 肢体不自由                       | 横須賀共済病院                | 横須賀市米が浜通 1 丁<br>目16番地  |
| 同                 | 横 井 育 宝 | 脳 神 経 外 科 | 音声言語・そしゃく<br>機能障害、肢体不自<br>由 | 横須賀市立うわまち<br>病院        | 横須賀市上町 2 丁目36<br>番地    |
| 同                 | 武 王 基   | 整 形 外 科   | 肢体不自由                       | 武整形外科                  | 横須賀市武 3 丁目 5 番<br>36号  |
| 同                 | 飯 田 雅 史 | 腎 臓 内 科   | じん臓機能障害                     | 横須賀市立市民病院              | 横須賀市長坂 1 丁目 3<br>番 2 号 |

横須賀市告示第 225 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。  
令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定 年 月 日     | 名 称                 | 所 在 地                             | 区 分  | 自立支援医療の種類  |
|---------------|---------------------|-----------------------------------|------|------------|
| 令和 6 年11月 1 日 | 訪問看護ステーション<br>あやめ追浜 | 横須賀市田浦町 4 丁目30番地ハ<br>イツさつき 201 号室 | 訪問看護 | 育成医療及び更生医療 |
| 同             | ミント訪問看護ステー<br>ション   | 横須賀市日の出町 3 丁目12番地<br>小柴ビル 1 F     | 訪問看護 | 育成医療及び更生医療 |

横須賀市告示第 226 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる医療機関を医療扶助のための医療を担当させる機関として指定しました。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定<br>年月日        | 名 称                   | 所 在 地                                    |
|-------------------|-----------------------|------------------------------------------|
| 令和 5 年<br>10月 1 日 | SOMPOケア 湘南<br>鷹取 訪問看護 | 横須賀市湘南鷹取 2 丁目<br>35番 5 号                 |
| 令和 5 年<br>12月 1 日 | 大田クリニック               | 横須賀市追浜町 2 丁目 7<br>番地15                   |
| 同                 | アモン薬局久里浜店             | 横須賀市久里浜 1 丁目 5<br>番 1 号鈴栄ビル 1 F A 号<br>室 |
| 令和 6 年<br>2 月 1 日 | スマイルの薬局汐入店            | 横須賀市汐入町 2 丁目 3<br>番地                     |
| 同                 | ファミリーナース衣笠            | 横須賀市池上 5 丁目 3 番<br>2 号小泉ビル 202           |
| 同                 | 衣笠あかり訪問歯科ク<br>リニック    | 横須賀市平作 1 丁目14番<br>14号                    |

|                   |                       |                                 |
|-------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 同                 | 訪問看護ステーション<br>はまゆう    | 横須賀市池田町 4 丁目 4<br>番 1 号         |
| 令和 6 年<br>3 月 1 日 | えがお薬局池田町              | 横須賀市池田町 5 丁目 8<br>番13号          |
| 同                 | 八木調剤薬局                | 横須賀市馬堀海岸 2 丁目<br>25番 7 号        |
| 同                 | クリタ調剤薬局久里浜<br>店       | 横須賀市久里浜 3 丁目10<br>番 2 号MKビル 102 |
| 令和 6 年<br>4 月 1 日 | はまゆう訪問看護ステー<br>ション空桜音 | 横須賀市鷹取 2 丁目12番<br>5 号           |
| 同                 | クリエイト薬局横須賀<br>三春町店    | 横須賀市三春町 4 丁目 1<br>番地 5          |
| 同                 | 公郷医院                  | 横須賀市公郷町 5 丁目32<br>番地14          |
| 同                 | 珊瑚薬局新緑店               | 横須賀市大津町 1 丁目16<br>番 7 号         |
| 同                 | 珊瑚薬局大津店               | 横須賀市大津町 1 丁目20<br>番 2 号         |
| 同                 | 珊瑚薬局佐原店               | 横須賀市佐原 3 丁目 3 番<br>6 号          |

|                   |                 |                                    |
|-------------------|-----------------|------------------------------------|
| 同                 | 大信薬局野比店         | 横須賀市野比 1 丁目 8 番 32号                |
| 令和 6 年<br>5 月 1 日 | みらいクリニック横須賀     | 横須賀市池田町 5 丁目13番18号ストーリー 2 階 201 号  |
| 令和 6 年<br>5 月30日  | 横須賀みなみ診療所       | 横須賀市追浜町 2 丁目14番地                   |
| 令和 6 年<br>6 月 1 日 | ミント訪問看護ステーション   | 横須賀市日の出町 3 丁目12番地小柴ビル 1 F          |
| 令和 6 年<br>7 月 1 日 | のぞみ薬局           | 横須賀市根岸町 4 丁目39番21号田中サンライズビル 101 号室 |
| 同                 | 浦賀みなと歯科         | 横須賀市浦賀 5 丁目 3 番 2 号木村ビル 1 F        |
| 令和 6 年<br>8 月 1 日 | ウイング湘南薬局追浜店     | 横須賀市追浜町 3 丁目 2 番地                  |
| 同                 | サンドラッグさいか屋横須賀薬局 | 横須賀市大滝町 1 丁目13番地                   |
| 同                 | ファーマシィ鈴木        | 横須賀市鴨居 1 丁目17番16号                  |
| 令和 6 年<br>9 月 1 日 | すこやか耳鼻咽喉科       | 横須賀市長沢 3 丁目 1 番 30号                |

横須賀市告示第 227 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30号）第14条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を廃止した旨の届出がありました。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃 止<br>年月日       | 名 称         | 所 在 地                              |
|------------------|-------------|------------------------------------|
| 令和 5 年<br>9 月30日 | あかしや歯科医院    | 横須賀市上町 2 丁目 4 番 地                  |
| 令和 5 年<br>10月31日 | 丘のうえ薬局      | 横須賀市ハイランド 4 丁 目 5 番 4 号            |
| 令和 5 年<br>11月18日 | 野田薬局        | 横須賀市森崎 1 丁目 6 番 13号                |
| 令和 5 年<br>11月30日 | 大田クリニック     | 横須賀市追浜町 3 丁目 1 番地 9 シブヤクリニックビル 3 F |
| 令和 6 年<br>1 月31日 | 日本調剤緑が丘薬局   | 横須賀市緑が丘 1 番地 1                     |
| 令和 6 年<br>2 月29日 | きりがや歯科医院    | 横須賀市安浦町 2 丁目22番地                   |
| 同                | 八木調剤薬局      | 横須賀市馬堀海岸 2 丁目 25番 7 号              |
| 同                | ひなた薬局       | 横須賀市久里浜 3 丁目10番 2 号MKビル 102        |
| 令和 6 年<br>3 月31日 | 横須賀中央眼科駅前分院 | 横須賀市若松町 2 丁目 7 番地藤田ビル 5 階          |
| 同                | 公郷医院        | 横須賀市公郷町 5 丁目32番地14                 |

|                   |             |                      |
|-------------------|-------------|----------------------|
| 同                 | 珊瑚薬局新緑店     | 横須賀市大津町 1 丁目16番 7 号  |
| 同                 | 珊瑚薬局大津店     | 横須賀市大津町 1 丁目20番 2 号  |
| 同                 | 珊瑚薬局佐原店     | 横須賀市佐原 3 丁目 3 番 6 号  |
| 同                 | 大信薬局野比店     | 横須賀市野比 1 丁目18番16号    |
| 令和 6 年<br>5 月 9 日 | 新成薬局三春店     | 横須賀市三春町 1 丁目 7 番地    |
| 令和 6 年<br>5 月29日  | 横須賀みなみ診療所   | 横須賀市追浜町 2 丁目14番地     |
| 令和 6 年<br>6 月25日  | 池宮城歯科医院     | 横須賀市公郷町 2 丁目 2 番地    |
| 令和 6 年<br>6 月30日  | のぞみ薬局       | 横須賀市安浦町 3 丁目24番地 2   |
| 令和 6 年<br>7 月31日  | ウイング湘南薬局追浜店 | 横須賀市追浜町 3 丁目 2 番地    |
| 同                 | ファーマシィ鈴木    | 横須賀市鴨居 1 丁目17番16号    |
| 令和 6 年<br>8 月31日  | セブンス薬局追浜店   | 横須賀市追浜本町 1 丁目 39番地 1 |
| 同                 | ヨクナル薬局      | 横須賀市根岸町 3 丁目 3 番 3 号 |
| 同                 | 倉田耳鼻咽喉科     | 横須賀市長沢 3 丁目 3 番 10号  |
| 令和 6 年<br>9 月 1 日 | 汐見台歯科       | 横須賀市汐見台 1 丁目 9 番54号  |

横須賀市告示第 228 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第51条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を辞退したい旨の届出がありました。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 辞 退<br>年月日       | 名 称         | 所 在 地                              |
|------------------|-------------|------------------------------------|
| 令和 5 年<br>11月30日 | 長島デンタルクリニック | 横須賀市大滝町 2 丁目15番地 1 横須賀東相ビル 9 F     |
| 令和 6 年<br>2 月29日 | さいとう歯科医院    | 横須賀市久里浜 4 丁目11番15号ライフコンフォート久里浜 3 F |
| 令和 6 年<br>7 月31日 | 五十嵐歯科医院     | 横須賀市ハイランド 1 丁 目55番12号              |

横須賀市告示第 229 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる施術機関を医療扶助のための施術を担当させる機関として指定しました。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 施 術 者 | 種 類 |
|-------|-----|-------|-------|-----|
|-------|-----|-------|-------|-----|

|                |                                      |                                   |         |               |
|----------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---------|---------------|
| 令和 5 年11月 1 日  | ひなた訪問鍼灸院                             | 横須賀市田浦町 3 丁目21番地カントリーハウス I - 201  | 山 崎 弘 志 | はり・きゅう        |
| 令和 6 年 2 月 1 日 | 株式会社アメニティーサー<br>ビス鍼灸マッサージ院横<br>須賀営業所 | 横須賀市米が浜通 2 丁目13番地15               | 平 木 梨里香 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同              | 株式会社アメニティーサー<br>ビス鍼灸マッサージ院横<br>須賀営業所 | 横須賀市米が浜通 2 丁目13番地15               | 平 木 梨里香 | はり・きゅう        |
| 令和 6 年 4 月 1 日 | 株式会社アメニティーサー<br>ビス鍼灸マッサージ院横<br>須賀営業所 | 横須賀市米が浜通 2 丁目13番地15               | 今 里 ひとみ | はり・きゅう        |
| 令和 6 年 6 月 1 日 | 訪問マッサージ V i c t<br>o r y             | 横須賀市大矢部 3 丁目 1 番 3 号              | 土 屋 貴 広 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 令和 6 年 7 月 1 日 | 原 一広                                 | 横須賀市富士見町 1 丁目45番地                 | 原 一 広   | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同              | 原 一広                                 | 横須賀市富士見町 1 丁目45番地                 | 原 一 広   | はり・きゅう        |
| 同              | K E i R O W南横須賀ス<br>テーション            | 横須賀市平作 2 丁目13番17－ 101 号           | 杉 山 瑞 宜 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同              | K E i R O W南横須賀ス<br>テーション            | 横須賀市平作 2 丁目13番17－ 101 号           | 杉 山 瑞 宜 | はり・きゅう        |
| 同              | あゆみ鍼灸整骨院                             | 横須賀市久里浜 4 丁目 8 番13号小石<br>川ビル 1 階  | 池 間 一 駿 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同              | あゆみ鍼灸整骨院                             | 横須賀市久里浜 4 丁目 8 番13号小石<br>川ビル 1 階  | 出 崎 帆 嵩 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同              | あゆみ鍼灸整骨院                             | 横須賀市久里浜 4 丁目 8 番13号小石<br>川ビル 1 階  | 村 上 祥 済 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 令和 6 年 8 月 1 日 | オーロラ鍼灸マッサージ<br>治療院                   | 横須賀市鷹取 2 丁目19番 1 号ロイヤ<br>ルクヒオ 107 | 柏 原 寛 太 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同              | オーロラ鍼灸マッサージ<br>治療院                   | 横須賀市鷹取 2 丁目19番 1 号ロイヤ<br>ルクヒオ 107 | 柏 原 寛 太 | はり・きゅう        |

横須賀市告示第 230 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定<br>年月日        | 名 称                    | 所 在 地                                 |
|-------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 令和 6 年<br>10月 1 日 | 訪問看護ステーション<br>あやめ追浜    | 横須賀市田浦町 4 丁目30<br>番地ハイツさつき 201 号<br>室 |
| 令和 6 年<br>11月 1 日 | サニーナース訪問看護<br>ステーション   | 横須賀市津久井 4 丁目 1<br>番 3 号高橋店舗 2 階       |
| 同                 | 医療法人駿優会 あき・<br>アイクリニック | 横須賀市佐野町 4 丁目51<br>番地関本クリニックビル<br>3 階  |
| 同                 | ルナ薬局北久里浜店              | 横須賀市根岸町 3 丁目 3<br>番 3 号               |

横須賀市告示第 231 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 形質変更時要届出区域  
横須賀市田浦港町 446 番 2、446 番14及び 446 番22の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

横須賀市告示第 232 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の<br>名称又は<br>種類 | 広告物<br>等の数量 | 広告物等が放置されていた場所                       | 除 却<br>年月日               | 保 管<br>期 間         |
|---------------------|-------------|--------------------------------------|--------------------------|--------------------|
| はり札等                | 4           | 公郷町 5 丁目、久里浜 5 丁目、長沢 6 丁目及び長井 6 丁目地内 | 令和 6 年10月 1 日から同月 31 日まで | 告示の日の翌日から起算して 2 週間 |
| 立看板等                | 1           | 大矢部 5 丁目地内                           |                          |                    |

- 2 保管場所  
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~

横須賀市告示第 233 号
自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 6 年10月 1 日から 同月31日まで	台 63	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	6	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	30	5	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	2	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	11	0	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	27	3	追浜本町 1 丁目、浦郷町 4 丁目、田浦町 1 丁目、長浦町 5 丁目、安針台、平成町 3 丁目、田戸台、公郷町 2 丁目、平作 8 丁目、森崎 5 丁目、鴨居 3 丁目、野比 3 丁目、長井 1 丁目及び太田和 1 丁目地内の道路	同
同	1	0	汐入駅第 2 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	衣笠駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	2	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	同
同	4	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	浦賀駅第 3 自転車等駐車場	同
同	2	0	Y R P野比駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。た

- だし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円

- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

公 告

横須賀市公告第 208 号 (令和 6 年11月12日)
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和 6 年11月12日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 4 年 4 月 1 日 令 3 協第 1 号	令和 6 年10月29日 令 6 第14号	横須賀市神明町 1 番 8	横須賀市小川町11番地 横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第 209 号 (令和 6 年11月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書	10月分の納期限は、令和 6 年12月 2 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 210 号 (令和 6 年11月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	介 護 保 険 料	6 月 分	令和 6 年 8 月30日
			令和 6 年 9 月30日
		7 月 分	令和 6 年 8 月30日
			令和 6 年 9 月30日
		8 月 分	令和 6 年 9 月30日
			令和 6 年 9 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 211 号 (令和 6 年11月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料決定通知書	8 月分から10月分までの納期限は、令和 6 年12月 2 日、令和 7 年 1 月 6 日、同月31日、同年 2 月28日及び同年 3 月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 212 号 (令和 6 年11月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
		10月分の納期限は、令和 6 年12月 2 日に変更する。
令和 6 年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第 213 号 (令和 6 年11月15日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	国民健康保険料	6 月 分	令和 6 年 7 月31日
		7 月 分	令和 6 年 8 月30日
		8 月 分	令和 6 年 9 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 214 号 (令和 6 年11月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 215 号 (令和 6 年11月15日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

横須賀市長 上 地 克 明
(別紙略)

横須賀市公告第 216 号 (令和 6 年11月15日)
(掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

年 度	種 別	備 考
令和 6 年度	後期高齢者医療 保険料納入通知 書	8 月分から10月分までの納期限は、令和 6 年12月 2 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 217 号 (令和 6 年11月15日)
(掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第 112 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年11月15日

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	後期高齢者医療 保険料	8 月 分	令和 6 年 9 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 218 号 (令和 6 年11月25日)
(掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の売払いを行います。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明
(次のとおりは略)

横須賀市公告第 219 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明
記の 1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市西浦賀 6 丁目22番 5 及び22番 7
- 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市西浦賀 6 丁目10番地
株式会社ファーマシーガーデン

- 代表取締役 武 藤 明
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横浜市鶴見区下末吉 1 丁目 1 番 8 号第 2 睦ビル 2 号室
千 葉 恵 右
記の 2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長井 1 丁目 897 番、903 番、904 番、905 番及び 906 番
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目15番 2 号
嘉 山 敏 光
- 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長井 1 丁目 8 番16号
嘉 山 ハルエ

- 記の 3
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市林 4 丁目 707 番 1、707 番 3 及び 707 番 4
 - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号
岩 沢 清
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市林 5 丁目 1 番23号
角 田 正 司

- 記の 4
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井 3 丁目1000番 1
 - 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市長沢 5 丁目 2 番15号
合同会社げんき農場
代表社員 内 藤 美 花
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井 3 丁目16番 7 号
岩 澤 一 成

- 記の 5
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市津久井 4 丁目2530番 1、2534番 1、2538番 1 及び 2539 番
 - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市津久井 4 丁目11番 1 号
長谷川 孝 志
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市津久井 1 丁目 9 番12号
森 崎 久 之

- 記の 6
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市長沢 6 丁目5007番
 - 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名
横須賀市長沢 6 丁目30番12号
仲 野 晶 子
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市長沢 5 丁目 6 番14号
長 嶋 賢

- 記の 7
- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在
横須賀市芦名 1 丁目 428 番
 - 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名
横須賀市芦名 2 丁目1717番地
株式会社バンブーグラス
代表取締役 眞 中 泰 行
 - 利用権を設定する方の住所及び氏名
横須賀市芦名 1 丁目30番14号
高 橋 孝 治

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第14号

事務分掌規則施行上の留意事項について（平成10年横須賀市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年11月25日

横須賀市長 上 地 克 明

列記事項第2項第12号オ中「被保険者証等」を「資格確認書等」に、「被保険者証に」を「資格確認書等に」に、「被保険者証の」を「資格確認書等の」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第48号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
670	三和工業株式会社	小 関 諄	横浜市西区平沼一丁目33番 7 号	令和 6 年 11月 5 日	令和11年 11月 4 日
671	株式会社六葉	浜 田 茂 雄	横浜市神奈川区七島町 133 番地	令和 6 年 11月 5 日	令和11年 11月 4 日
672	スター株式会社	澤 邊 雅 寛	横浜市港北区大豆戸町1187番地	令和 6 年 11月 6 日	令和11年 11月 5 日
673	株式会社八丁設備	佐久間 努	茅ヶ崎市萩園2337番地15	令和 6 年 11月 6 日	令和11年 11月 5 日

横須賀市上下水道局告示第49号

水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。

令和 6 年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	更新された指定の有効期間
555	エンリッチ株式会社	竹 宮 千代子	相模原市緑区長竹3008番地 1	令和 6 年10月30日から 令和11年10月29日まで

横須賀市上下水道局告示第50号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和11年 3 月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和 6 年11月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日
須 442	株式会社六葉	浜 田 茂 雄	横浜市神奈川区七島町 133 番地	令和 6 年11月 5 日
須 443	株式会社八丁設備	佐久間 努	茅ヶ崎市萩園2337番地15	令和 6 年11月 6 日
須 444	株式会社扶桑	海老原 恵	横浜市栄区公田町1639番地 4	令和 6 年11月11日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第16号（令和 6 年11月 1 日）
掲 示 済

令和 7 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科に入学する幼児及び生徒を次のとおり募集します。

令和 6 年11月 1 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

（次のとおりは略）

横須賀市教育委員会告示第17号（令和 6 年11月11日）
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年11月11日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 6 年11月14日午前 9 時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について